

**令和7年度盛岡市通所型短期集中予防サービス（リエイブルメントプログラム）
業務委託（単価契約）に係る事業者募集要項**

1 業務の概要等

(1) 委託業務の件名

令和7年度盛岡市通所型短期集中予防サービス(リエイブルメントプログラム)業務委託（単価契約）

(2) 委託業務の目的

盛岡市における介護予防・日常生活支援総合事業において、疾病等で身体機能等が低下し日々の生活に不安を抱えた高齢者に対し、リハビリテーション専門職等が短期・集中的に関わることで生活の不安等を解消できるよう支援する。

また、自己管理能力を引き上げる支援を実施することで、高齢者が自らの力によって住み慣れた地域で自分らしい生活をできる限り長く続けられる状態を目指す。

(3) 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

(4) 発注者

盛岡市

(5) 委託料

委託料は単価契約とし、単価は別紙「単価表」のとおりとする。

(6) 業務委託契約の期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで。

なお、事業開始時期は市と協議の上決定する。

2 応募資格要件等

本募集に応募できる者は、次に掲げる応募資格要件等のすべてを満たす者とする。

(1) 本市の介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨を理解し、円滑な事業の運営と実施ができること。

(2) 法人に関する法令等及び当該業務に関する法令等の遵守が十分に確保されていること。

(3) 本業務を遂行できる事業所を盛岡市内に有していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続き開始の申立をしている者又は破産開始の申立てがされている者（ただし、同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する団体）に該当しないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定による団体）に該当しないこと。
- (9) 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (10) 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと並びに盛岡市に納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税のいずれも滞納していないこと。
- (11) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けていないこと。

3 応募方法等

(1) 提出書類

提出書類は次のとおり。なお、令和6年度に本事業を受託した事業者及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく盛岡市の指定を受けている事業者にあつては、次のイからカの提出を省略することができる。

ア 申込書（様式第1号）

イ 法人登記簿の謄本

ウ 定款又は寄付行為

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない旨を記載した申立書（様式第2号）

オ 直近の2年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税若しくは直近2事業年度分の法人税若しくは消費税及び地方消費税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）

カ 申込する法人の役員等名簿（様式第3号）

※ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者に該当しないことを確認するために、警察へ照会を行うことがある。

(2) 提出書類の受付時間

提出書類の受付時間は午前9時から午後5時までとする。

※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 無効となる提出書類

次のア及びイのいずれかに該当する提出書類はこれを無効とする。

ア 応募資格要件等を満たさない者又は審査結果が出るまでの間に応募資格要件等を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出書類等に虚偽の内容が記載されていたもの

(5) 提出先

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（盛岡市役所本庁舎本館5階）

盛岡市保健福祉部長寿社会課 地域ケア係

4 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第4号）へ記載の上、電子メールによる。

(2) 質問に対する回答方法

質問者に回答するとともに都度盛岡市公式ホームページに掲載する。

なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。

ただし、審査に影響しない軽微な質問や単なる事業概要に関する質問若しくは回答内容が質問者の機密情報等に関わるもので、正当な利害等を害する恐れがあるときは、質問者に対してのみ回答する。

5 業務受託事業者の決定について

提出書類により応募資格要件等を全て満たしていることを確認の上、決定する。

なお、決定に係る内容は非公開とし、質問や異議は受け付けない。

6 結果の通知および公表

結果については、決定後、速やかに応募者に通知する。

なお、結果に対する質問や異議申立は受け付けない。

7 留意事項等

(1) 提出書類等は原則として返却しない。

(2) 本事業の応募に要する費用等は全て応募者の負担とする。

(3) 応募者が本事業に係る応募資格要件等を満たさないこと又は提出された応募書類等に虚偽の記載があることが判明したときは、応募者は失格とする。

(4) 提出資料等の配布は、市公式ホームページにおいて電子ファイル（ワード形式及びPDF形式）を掲示して行う。

(5) この募集に関する説明会は実施しない。

(6) 必要により、提出書類等の内容について、関係機関に照会することがある。

(7) 提出書類が受理された後に応募を辞退するときには、辞退書（任意様式）を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合でも提出書類等は返却しない。

8 本募集に関する連絡先等

本募集に関する連絡先等は次のとおりとする。

担当課：盛岡市保健福祉部長寿社会課 地域ケア係

住 所：〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（盛岡市役所本庁舎本館5階）

電 話：019-613-8144（担当課直通）

E-mail：chouju@city.morioka.iwate.jp

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※ 土日祝日を除く。